

# 保全インフォメーションきんき 第144号

【令和元年9月13日号】

## ★ も く じ ★

1. How To 保全 (1)  
建築設備の基礎 ～ シリーズ第2回目 ～
2. How To 保全 (2)  
建基法・官公法の改正について
3. How To 保全 (3)  
官庁施設の被災情報伝達について
4. お知らせ (1)  
「公共建築の日」及び「公共建築月間」のイベント  
かわりゆくニーズ ～ 進化する公共建築 ～
5. お知らせ (2)  
第37回近畿地区官庁施設保全連絡会議について (報告)
6. お知らせ (3)  
保全業務勉強会 (建築・電気・機械) について (報告)
7. お知らせ (4)  
公共建築工事標準仕様書等の改定について
8. お知らせ (5)  
粉末消火設備等の点検対象の追加について

このメールマガジン (メールでの受信が不便な方にはFAXで配信) は、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、「How to 保全」に取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記HPに掲載しております。

[http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info\\_kinki/index.html](http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/index.html)

### 保全インフォメーションきんき 編集事務局

■ 営繕部 保全指導・監督室

TEL : 06-6443-1791

Mail : [kk-soudan-hozen@mlit.go.jp](mailto:kk-soudan-hozen@mlit.go.jp)

■ 京都営繕事務所

TEL : 075-752-0505

Mail : [kk-soudan-kyoei@mlit.go.jp](mailto:kk-soudan-kyoei@mlit.go.jp)

## 1. How To 保全 (1)

### 建築設備の基礎 ～ シリーズ第2回目 ～

建築設備の基礎シリーズの第2回目は電気設備の器具などについて具体的に説明します。



まず照明設備です。左上の写真から、照明器具、センサー、スイッチです。照明器具はLED照明器具が主流になっています。LEDの寿命は長く、電球の交換ではなく器具本体の取り替えになります。センサーは昼間の自然光の利用により、照明器具の照度を抑える明るさセンサーと、人が通ると照明が点灯する人感センサーがあります。スイッチは一般的なスイッチの他、複数の入り口から照明を点滅させる3路スイッチや、照明器具の点灯状態を知らせるためにスイッチに赤ランプや緑ランプを組み込んだものがあります。



次は避難、誘導の設備です。写真左上から、非常用照明、避難口誘導灯、通路誘導灯です。非常用照明は停電時に点灯します。避難口誘導灯は避難口（屋外への退避扉）の前に付いています。通路誘導灯は避難する向きを示しており廊下や曲がり角に付いています。



その他、よく目にする設備です。写真左上から、スピーカー、火災感知器、トイレ呼出装置です。スピーカーは、一般放送の他火災を知らせる非常放送を兼ねた物もあります。火災感知器は火災時発報し、ベルを鳴らして火災を知らせます。トイレ呼出装置は助けが必要なときボタンを押して（あるいは紐をひいて）信号を出します。

本シリーズは、初めて施設管理に携わる方のために建築設備の主な器具などについて紹介をさせていただいております。次回は機械設備の説明予定です。



### 3. How To 保全 (3)

#### 官庁施設の被災情報伝達について

平成27年7月17日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議の申し合わせにより、下記を目的として官庁施設の被災情報を共有することになっております。

○官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設などの役割を担う。

○災害時には、施設管理者と官庁営繕部等\*が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があり、官庁施設の被災情報等を適切に共有することが重要となる。

\*官庁営繕部及び地方整備局等官庁営繕関係部局

#### 【施設管理者による災害時の対応】

- ・施設点検
- ・継続使用の可否、応急措置の要否の判断
- ・来庁者等の安全確保 等

#### 【官庁営繕部等の災害時の対応】

- ・優先度に応じた施設管理者への技術的支援(各施設の被災情報を踏まえ、適切に実施)等

官庁施設の被災情報伝達要領等から抜粋

「官庁施設の被災情報伝達要領等」については下記の国土交通省ホームページに掲載していますのでご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000022.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html)

#### ①被災情報伝達条件

以下に該当する場合、被災情報の伝達をお願い致します。災害の種類や規模によって伝達の要否が異なります。

#### ・地震災害の場合

各施設に対応した震度観測点において、

『震度5強以上』の地震が観測された場合は、**施設の被害の有無（「有」の場合は被災情報とも）を伝達**してください。**施設に被害が無くても連絡**をお願い致します。

『震度5弱以下』の地震が観測された場合は、**施設に被害が生じた場合について連絡**をお願い致します。**施設に被害が無かったときは連絡不要**です。

**地震発生時に以下に該当する場合はご連絡ください！**

	被災	
	被害あり	被害なし
所在地の震度		
震度5強以上	ご連絡ください 	ご連絡願います 
震度5弱以下	ご連絡ください 	ご連絡不要です 

凡例：被害無し 被害あり

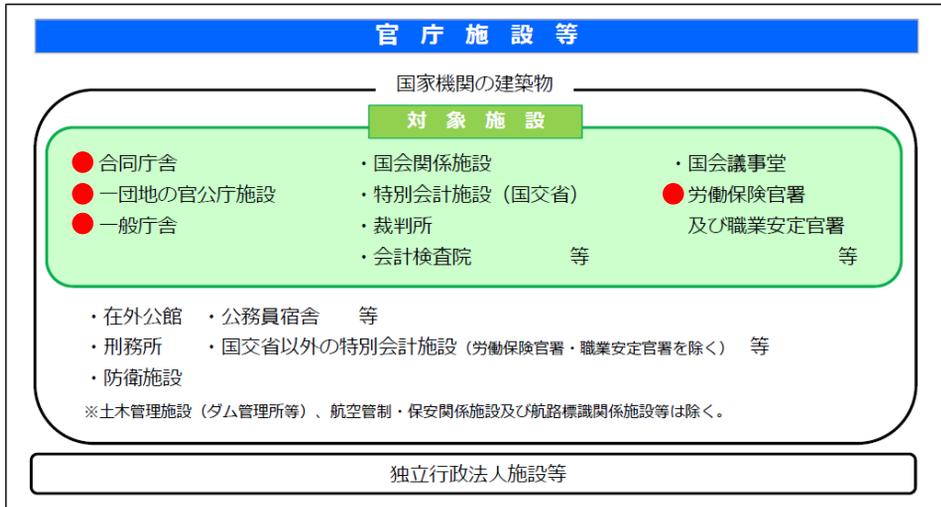
#### ・台風など、その他の災害の場合

その他の災害の場合は、**施設に被害が生じた場合について被災情報**を伝達してください。**施設に被害が無かったときは連絡不要**です。

## ②対象施設

災害時において被災情報を伝達する「対象施設」は、下図のとおりです。着色（緑色）している範囲が被災情報伝達対象施設です。それ以外の施設は対象外です。

※近畿地方整備局営繕部に被災情報を伝達してもらう施設は●の付いた施設です。



## ③被災情報の送付方法・送付先

◆施設管理者におかれましては、災害時における庁舎の状況を被災情報伝達様式2に記入し、様式1に転記のうえ、以下の電子メールアドレスに添付して送信してください。（電子メールに添付出来ない場合は、プリントアウトしたものをFAXにて送信してください。）

◆送付先：近畿地方整備局 営繕部 防災用メールアドレス  
（保全指導・監督室、京都営繕事務所共通で受信可能）

[kk-r-bousai\\_eizen@mlit.go.jp](mailto:kk-r-bousai_eizen@mlit.go.jp)

FAX:06-6942-3827

メールの件名は、『【地震被害報告】 官署名または施設名』としてください。  
（例）件名：【地震被害報告】 ○○省○○局 （または○○地方合同庁舎）

◆近畿地方整備局では、近畿管内で地震が発生した場合及び台風等の風水害による被害が想定される場合、休日及び夜間においても、情報収集及び連絡にあたります。

### ▼連絡先

営繕部 技術・評価課 TEL:06-6942-1141 (代)

### ▼休日または夜間、その他上記に連絡がとれない場合の連絡先

営繕部 計画課 TEL : 06-6944-0004 (夜間直通)

FAX : 06-6943-8452

または

営繕部 技術・評価課 TEL : 06-6942-5122 (夜間直通)

FAX : 06-6942-3827

④伝達様式

被災情報の伝達は次の(1)～(3)の様式を作成してください。

(1) 様式1 (被災情報のとりまとめ)

- ・被災情報のとりまとめを行うための様式。

発災後に各施設から報告のあった「様式2」(震度5強以上の地域に所在する施設の「被害無し」の報告を含む)より転記してください。

(2) 様式2 (各施設の被災情報)

- ・個々の施設の被災情報を伝達するための様式。

様式内に示す点検の段階毎に施設管理者が安全を確保しながら点検を実施し、記入してください。

(3) 様式3 (各施設の被災状況写真)

- ・施設に被害があった場合に、被災部位の写真を添付し伝達するための様式。

施設管理者において、被害の部位や状況を把握しやすいよう、遠景と近景を撮影し、様式内に添付してください。

※各様式は近畿地方整備局HPからダウンロード出来ます。  
<http://www.kkr.mlit.go.jp/build/facadmin/index.html>

「被災情報伝達様式2」作成にあたっては下記の国土交通省ホームページに参考資料を掲載していますのでご覧ください。  
<http://www.mlit.go.jp/common/001104836.pdf>

様式1

様式1については、BIMMS-Nのエクスポートオプション「被災情報伝達様式」から出力することも可能です。「基本情報」の部分が登録データから自動転記されるので便利です。

様式2

様式3

⑥いつでもお問い合わせ下さい!

被災情報伝達について不明な点や迷う内容があれば、いつでも近畿地方整備局営繕部 技術・評価課 (06-6942-1141) までお気軽にお問い合わせ下さい!

4. お知らせ(1) 「公共建築の日」及び「公共建築月間」のイベント  
かわりゆくニース ～ 進化する公共建築 ～



ミライザ大阪城

「公共建築の日」及び「公共建築月間」イベント

かわりゆくニース ～進化する公共建築～

2019.11.22 (金)

時間 / 13:00～17:00 (受付開始 12:30)

会場 / 大阪歴史博物館 4階講堂 (大阪市中央区大手前4丁目)

参加費  
無料

(定員予定)  
200名



会場案内

地域プロジェクトや建築関連のご担当者、  
一般の方も、ぜひどうぞ!



公共建築の日 大阪 pba



<https://www.pbaweb.jp/association/branch/kinki/>

ザ・ゲート立誠京都(仮称)▲

【 講演者 】



**宮部 浩幸氏**

**テーマ** リノベーションと地域再生

SPEAC / 近畿大学 准教授 / 建築家 / 博士 (工学)

1972年 千葉県生まれ  
 作品 / 「リージア代田テラス」「龍宮城アパートメント」など  
 著作 / 「リノベーションの教科書 ～企画・デザイン・プロジェクト～ (共著 / 学芸出版社)」「世界の地方創生 (共著 / 学芸出版社)」など



**阪本 恵子氏**

**テーマ** 大阪城公園の変遷

大阪市経済戦略局 観光部 観光課 集客拠点担当 課長代理

1976年 大阪生まれ  
 1998年 大阪市役所採用、都市整備局勤務  
 2011年 経済戦略局 観光部 観光課



**米田 巳智泰氏**

**テーマ** 大阪城パークマネジメント事業と既存施設の活用事例 ～ミライザ大阪城の誕生～

大阪城パークマネジメント株式会社 取締役 施設総務部長 大阪城パークセンター長 (PMO事業 現場統括責任者)

1968年 大阪生まれ  
 1991年 大和ハウス工業株式会社 入社  
 2009年 群馬支店 建築営業所長  
 2015年 現職



**中村 圭祐氏**

**テーマ** 未来に繋ぐ新たなまち

株式会社竹中工務店 大阪本店 設計部 設計第5部門 設計2グループ 副部長

1975年 大阪生まれ  
 1999年 株式会社竹中工務店 大阪本店 設計部 入社  
 関係作品 / 「梅新第一生命ビル」「オリックス本町ビル」「旧ジェームス邸」など

イベント予定

**13:00～16:00 講演会**

基調講演 …… リノベーションと地域再生 宮部 浩幸氏

事例紹介 …… 大阪城公園の変遷 阪本 恵子氏

大阪城パークマネジメント事業と既存施設の活用事例

～ミライザ大阪城の誕生～ 米田 巳智泰氏

未来に繋ぐ新たなまち 中村 圭祐氏

**16:30～17:00 施設見学**

ミライザ大阪城 (希望者のみ)

※講演会場からミライザ大阪城までの移動は徒歩となります。(徒歩 約15分)

同時開催 第28回「あすなる夢建築」大阪府公共建築設計コンクール 入選作品展

このコンクールは、小規模な府有建築物を題材とした実践教育の場を提供することにより、将来の建築技術者の育成を図るとともに、永く府民に愛され親しまれる公共建築づくりを推進することを目的として、大阪府内に所在する建築関連学科のある工業高校や専修学校等に在籍する学生・生徒から提案を募集し、グランプリに選定された作品の提案趣旨を活かして事業化を行うものです。

第28回は、「多様なライフスタイルが実現できる家」をテーマに、団地におけるリノベーションの提案を募集し、前回同様にも多数の応募をいただいております。その中からグランプリ作品を含む優秀作品数点を展示します。

参加申込書



**申込方法** 下記①～⑦の項目をご記入後、FAX かメールにて送信してください。

FAX : 06-6943-7576 メール : kouen@pba.or.jp

**締切日** 2019年11月14日(木)

※応募者が多数の場合は先着順となります。参加当日は、参加申込書の控えを受付にご提示ください。

お問い合わせ / 一般社団法人 公共建築協会 近畿地区事務局 TEL : 06-6943-7571

① 参加ご希望のイベント ※どちらかを丸で囲んでください。	講演会のみ	講演会 + 施設見学
② ご参加者氏名	③ TEL	
④ FAX	⑤ メールアドレス	
⑥ 住所 〒		
⑦ 所属 ※建築ご関係者さまはご記入をお願いします。		

※お送りいただいた個人情報は、内部資料に留め、他の目的に使用することはありません。

主催 / 一般社団法人 公共建築協会 近畿地区事務局 後援 / 「公共建築の日」及び「公共建築月間」近畿地方協力支援会議

◎近畿地方協力支援会議とは、近畿地方整備局、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福井県、大阪市、京都市、神戸市、堺市の管轄担当課長等で構成されている会議です。◎プログラム等は変更される場合もございます。◎この講演会は「建築CPD情報提供制度」のプログラムに認定予定です。

## 5. お知らせ（2）

### 第37回近畿地区官庁施設保全連絡会議について（報告）

第37回近畿地区官庁施設保全連絡会議を令和元年7月30日（大阪会場：グランキューブ大阪）、令和元年8月1日（京都会場：キャンパスプラザ京都）の両日で開催しました。

官庁施設保全連絡会議は、保全に関する情報等を適切に提供する場として、毎年開催（近畿地区では2会場（大阪・京都）で年1回）をしています。

今年度につきましては、延べ173名（大阪会場103名、京都会場70名）にご参加いただきました。

【大阪会場の様子】  
グランキューブ大阪



【京都会場の様子】  
キャンパスプラザ京都

会議では、近畿地方整備局営繕部より「国家機関の建築物等の保全の現況」、「建築物等の法定点検や支障のない状態の確認」「インフラ長寿命化計画関連（京都会場）」「実地指導時の助言内容（大阪会場）」などについての情報提供を行ったほか、近畿経済産業局より「省エネ法の概要」と題して、省エネ法に関する情報提供をしていただきました。また大阪会場では、（一財）建築物管理訓練センターより「建物・設備保守現場からの提案」と題して、実際の保守現場における事例等を紹介していただきました。

会議終了後は大阪会場・京都会場とも「公共建築よろず相談」と題して、技術系職員がご質問、ご相談をお受けする場を設けました。

保全指導・監督室・京都営繕事務所では会議の場に限らず、日頃の保全業務に関する疑問・お悩みなどのご相談をお受けしておりますので、お気軽にご連絡ください。

## 6. お知らせ（3）

### 保全業務勉強会（建築・電気・機械）について（報告）

「令和元年度 京都営繕事務所 保全勉強会」を6月26日、7月3日の2回、京都第2地方合同庁舎 共用会議室で開催いたしました。

本年度で3年目の開催となります。今年度から初めて施設保全業務に携わる施設保全責任者及び施設保全担当者の方を対象として、施設の維持管理に必要な建築及び建築電気設備・機械設備の基礎的な情報を習得するための勉強会としております。

まず、柴田京都営繕事務所長からの開催の挨拶に続き、建築編として保全指導・品質確保課中谷調査・保全係長から「建築物等の基礎的な保全について」と題し建築の基礎について説明を行いました。

次に「電気設備の図面の読み方と保全のポイントについて」と題し保全指導・品質確保課 泉屋技官から電気設備の設計図を示しながら、電気設備の概要、機器等の保全方法について説明、最後に機械設備編を「機械設備の図面の読み方と保全のポイントについて」と題し西尾保全指導・監督官室長より機械設備の設計図を示しながら機械設備の概要、機器等の保全方法について説明しました。

3時間の限られた時間で実施し施設の維持管理に必要な保全のポイントに重点をおいた内容としました。

終了後提出いただいたアンケートでは以下のご意見をいただきました。



- 説明が分かりやすかった。資料も沢山あり職場に戻ってからも活用出来そう。
- 図面の読み方など1年未満の私でも分かり易く、これから見てみようと思いました。
- 事務系ですが、技術職が常時不在のため参加させて頂きました。  
基本的な事項について身についたと思います。業者とのやりとりもスムーズになると思います。
- もう少し初めての人用にやさしくしてほしい。
- 簡単すぎた。

多数のご意見ありがとうございました、本年度いただいたアンケートを踏まえ次年度は更に充実した勉強会を開催させていただきます。

## 7. お知らせ（4）

### 公共建築工事標準仕様書等の改定について

前回（H28年版）から3カ年が経過し、以下の仕様書等がH31年版として制定されました。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・建築物解体工事共通仕様書<平成31年版>※1

※1 刊行物は「建築物解体工事共通仕様書<平成24年版>・同解説」以降発売されておりません。



主な変更点は下記の内容になります。

#### 「地球環境・生産性向上等への配慮」

- ・型枠工事の合板について、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁平成18年2月15日）等に準拠した材料とされ、グリーン購入法の基本方針に従い、板面表示等により合法性を確認する規定を追加。
- ・「工法提案」の規定について、生産性向上等に有効な提案がある場合を追加。

#### 「法令改正等に対応した見直し」

- ・工事において発見された埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利について、標準仕様書は契約における設計図書の一部であることから、発注者に帰属する規定に見直し。

#### 「全国的な市場性等の確認」

- ・材料の「新品」の定義について、有効期限がある場合を除き、「製造後一定期間以内であることを条件とするものでなく、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるもの」と明記。

詳細は国土交通省HPをご覧ください。<平成31年3月29日報道発表>

#### 公共建築工事標準仕様書等の平成31年版制定及び関連する基準等の改定

～現場の生産性向上、地球環境への配慮及び施工品質の一層の確保～

[https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen04\\_hh\\_000019.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen04_hh_000019.html)

また、令和元年7月1日より、産業標準化法が完全施行され、JISの名称が「**日本工業規格（JIS）**」から「**日本産業規格（JIS）**」に変わりました。※2

※2 これまでに発行されたJISは、「日本工業規格」を「日本産業規格」に読み替えてご使用ください。  
経過措置として、これまでに発行されたJISは次の改正まで有効で、JISマーク認証等も当面有効です。

（関連経済産業省HP・改正内容のパンフレット）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html>

## 8. お知らせ（5）

### 粉末消火設備等の点検対象の追加について

火災時に移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できないという事案が発生したことを踏まえて、平成28年2月26日に「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」他が公布され、「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」が通知されました。

粉末消火設備の加圧式粉末消火剤貯蔵容器等に係る点検の基準について、**加圧用ガス容器等のバルブ類が点検の対象に追加**されています。平成28年6月1日までに設置されたものについては、経過措置として、令和元年5月31日までは通知前の点検方法によることができますとなっていますが、6月1日以降は改正後の点検方法によるため、バルブ類の開放点検が必要となります。また、開閉操作が容易にできることを一度確認されたバルブ類のうち、消火剤貯蔵タンク、放出弁、加圧用ガス容器等の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がないことが確認されたものにあつては、バルブ類の開放点検を省略することができるという緩和措置もあります。

粉末消火設備のうち移動式粉末消火設備は、1階ピロティー部の駐車場、立体駐車場、機械式駐車場など、設置されている場合が比較的多いです。移動式粉末消火設備が設置されている場合はバルブ類の開放点検が実施されているかを確認し、実施されていない場合は対応をお願いします。

粉末消火設備だけでなく、**ハロゲン化物消火設備**についても同様に改正されていますので、詳しくは法令等を確認してください。

総務省消防庁や一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページにもバルブ類の開放点検に関して公開されていますので、参考にしてください。

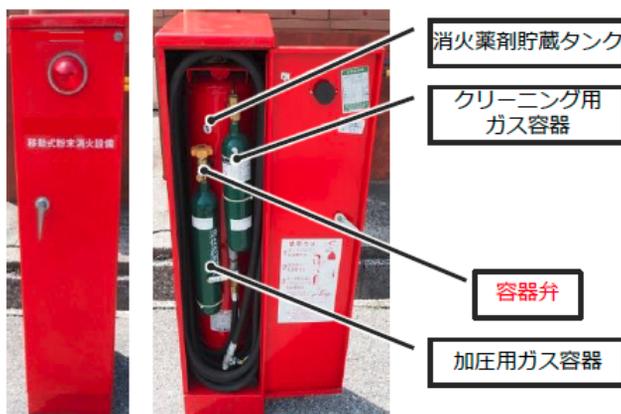
総務省消防庁

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/kento177\\_22\\_sankou2-6.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento177_22_sankou2-6.pdf)

一般財団法人 日本消防設備安全センター

<http://www.fesc.or.jp/ihezesei/data/images/pdf/kaihoutenken.pdf>

移動式粉末消火設備



容器弁



消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会（消防庁）

（[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/kento177\\_22\\_sankou2-6.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento177_22_sankou2-6.pdf)）の資料より抜粋